

## 設問 2 所有物件の用途について

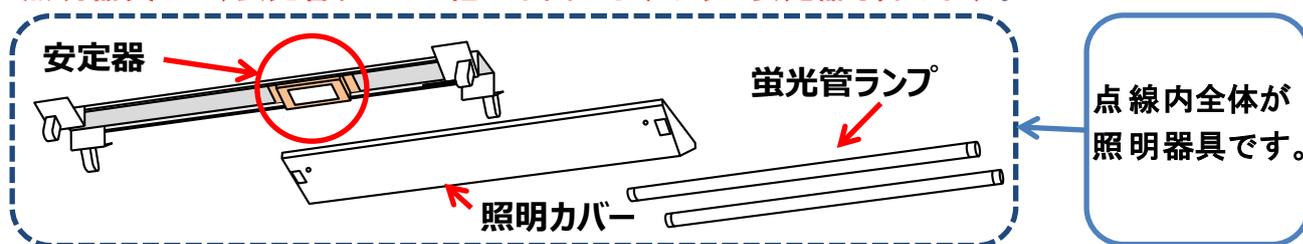
●昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

<p>設問 1 で「はい」と回答した物件は<b>事業用建物</b>である。当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)</p>	<p><b>はい ・ いいえ (調査終了)</b> (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)</p>
--	---

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問 3 へ。

## 設問 3 照明器具の交換について

●**照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。**



<p>設問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、<b>全ての照明器具</b>を交換し、処分している。当てはまる回答に○を付けてください。(全て交換済みであっても<b>保管している安定器</b>があれば「いいえ」を選択してください。)</p>	<p><b>はい (調査終了) ・ いいえ</b> (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも<b>当てはまらないもの</b>があれば「いいえ」に○を付けてください。)</p>
---	--

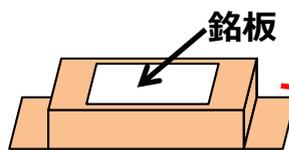
「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問 4 へ。

## 設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

●設問 3 で「いいえ」と回答した建物については、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。**

※〇〇都道府県市内における PCB 使用安定器の処分期限は平成〇〇年 3 月 31 日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

蛍光灯の安定器

<p>PCB 使用照明器具安定器を保管または設置している。当てはまる回答に○を付けてください。</p>	<p><b>はい ・ いいえ ・ 不明</b></p>
---	-----------------------------